

OAフロア設置工事企画提案募集要領

公益社団法人宮城県建設センター（以下「発注者」という。）の県北事務所OAフロア設置工事（以下「本工事」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務の名称 県北事務所OAフロア設置工事

2 目的

事務室内の執務環境とOA環境を改善するため、以下の改装を行う。

○OAフロアの設置について

床表面に配線類があることで、人の通行や椅子の移動の支障となり、その結果としての転倒事故、配線の切断などの障害が発生するのを避ける。

また、机など配置に影響されずに配線できることや後からの変更を容易にする。加えて事務室の美観向上を図る。

3 契約期間 契約締結の日から令和2年2月28日まで

4 業務の場所 登米市南方町鴻ノ木160-1地内

5 契約の相手方の選定

優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約者とする。

6 業務内容

具体の項目、業務実施上の条件は別添仕様書のとおりとする。

なお、業務の実施に関して、受託者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、業務の進め方を含め発注者と受託者で協議の上、決定する

第2 応募資格 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 宮城県に活動拠点（本店）を有し、業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

(2) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申立てがされていない者であること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

項目	期日
企画提案募集開始	令和元年9月9日(月)
合同現場説明 ※企画提案を希望する者は、事前に申込みの上、次の日時に集合すること。 ※申込先：宮城県建設センター総務課	令和元年9月13日(金) 午後2時
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和元年9月17日(火) 午後3時まで
企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和元年9月19日(木)
企画提案への参加申込期限	令和元年9月26日(木)
企画提案書の提出期限	令和元年9月26日(木)
企画提案書の選考(提案書のプレゼンテーション及びヒアリング)	令和元年9月30日(月) ※詳細時間は参加者に別途連絡
企画提案書の選考結果の通知（予定）	令和元年10月上旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和元年9月17日(火)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

イ 指定様式(様式第1号)を用いて、持参すること。

ロ 提出先 公益社団法人宮城県建設センター 総務部総務課

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年9月19日(木)までに質問者あてにFAXする。ただし、質問又は回答が提案者全員に提示が必要と判断される場合には、公益社団法人宮城県建設センターホームページに掲載する。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

ロ 宣誓書(様式第3号) 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 1部

・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

(2) 提出期限 令和元年9月26日(木)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法 持参とする。

(4) 提出先 公益社団法人宮城県建設センター 総務部総務課

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類 企画提案書(任意様式) 3部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和元年9月26日(木)午後3時まで(必着)

(4) 提出方法 持参とする。

(5) 提出先 公益社団法人宮城県建設センター 総務部総務課

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

発注者の職員で構成される選考委員会において、次の評価基準・配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより審査し、選考委員毎に各提案者の評価点を計算のうえ、各委員の評価点の平均が満点の6割以上かつ最高点を付けた委員数が多い提案者1者を業務委託候補者に選定する。

2 評価基準・配点

(1) 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

イ 使いやすい機能的なデザインとなっているか。(配点30点)

	安全性	機能性	配置換性	合計
OA フロア	10	10	10	30

ロ 業務実施体制・工程計画（配点 40 点）

履行期間内に確実に履行できるスケジュールとなっているか。

35 点

- ・ 執務への影響が軽減されたものであるか
- ・ 履行期間内に完成できる

同様業務の過去の実績等は十分か 5 点

- ・ 実績の有無

ハ 今後の事務室改善に対する提案事項（10 点）

二 見積価格（10 点）

- ・ 予定価格を基準として

ホ 本業務の理解度・考え方（配点 10 点）

- ・ 発注意図を理解し、本業務の内容にあったものか 5 点
- ・ 仕様に定める要件を満たしているか。 5 点

(2) 選考結果の通知

全ての企画提案書提出者に通知する。

3 参加者による提案書のプレゼンテーション及びヒアリングは、以下の要領で行う。

ア 参加者のプレゼンテーションは、提案書について行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。ただし、提案書の内容を拡大した資料を持参し掲示する、もしくはプロジェクターを使用した同内容のスライド投影により説明することは可能とする。

イ プロジェクターを使用する場合は、パソコン等の接続機器及びデータを持参する。

※プロジェクター及びスクリーンは発注者で準備する。

ウ 参加者のヒアリング順序は、参加意向申出書の提出順とする。開始時刻等は提案書の受取後に連絡する。なお、プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。

エ プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

オ プレゼンテーションの時間は 15 分以内、その後、選定委員からのヒアリングを予定する。

カ ヒアリングにより求める内容は、提案書の内容を補足する追加説明及び選定委員からの質疑とする。

4 予定価格

この業務に係る予定価格は5,445,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

第6 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は、文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 選考に参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提出受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第7 その他

1 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受託者は、本工事（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本工事に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本工事（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報

を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

（1）企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

（2）提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

（3）企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

（4）本工事により得られた成果は、提案者の特許等を除き、すべて発注者に帰属する。

（5）企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

（6）本工事の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次発注者と協議することとする。